



交通費の証明書類について

対象となる交通費は、公共交通機関を利用した場合とし、申請には乗車証明書等が必要となります。ご用意いただく際に、参考にしてください。

【切符を購入し、利用される場合】

駅の窓口で駅員に切符を提示し、「乗車証明書」が欲しい旨を申し出てください。



【交通系ICカードを利用される場合】

交通系ICカードの利用明細を添付してください。



○その他

- 三重県外からの往復の交通費にご利用いただけます。1人あたり年間5万円を上限とし、回数制限はありません。

- 近鉄線の特別急行料金は、片道30キロメートル以上の場合、対象となります。

例①：近鉄名古屋駅から津新町駅までの利用の場合

名古屋駅から津新町駅までの乗車料金 1,010 円と、名古屋駅から津駅までの特別急行料金 900 円の片道計 1,910 円を申請いただけます。

例②：近鉄大阪難波駅から津新町駅までの利用の場合

大阪難波駅から津新町駅までの乗車料金 1,680 円と、大阪難波駅から伊勢中川駅までの 1,320 円の特別急行料金の片道計 3,000 円を申請いただけます。

- 交通費の対象は、自宅の最寄り駅から、就職活動場所の最寄り駅までとなります。前日等に帰省のため自宅の最寄り駅まで利用される場合は、自宅の最寄り駅までの乗車証明書等を添付してください。

但し、奨励金の支給対象は、就職活動場所の最寄り駅までとなりますので、申請書には、就職活動場所の最寄り駅までの交通費をご記載ください。

